

平成20年第4回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成20年12月10日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 3時11分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
	20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

9番 平野 洋一 君

出席説明員

市 長	田 苅子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君

朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	三 好 信 之 君
---------	-----------	---------------------------------------	-----------

市立病院院長	吉 田 博 行 君
--------	-----------

教育委員会会長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	安 川 登 志 男 君
---------	-----------	-------------	-------------

教育委員会 教育部会長	辻 正 信 君
----------------	---------

農業委員会会長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	伊 藤 暁 君
---------	-----------	-------------	---------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 長	佐 藤 準 一 君
---------	-----------	-----------	-----------

事務局出席者

議会事務局長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君
--------	-----------	-------------	---------

議 会 事 務 局 幹 事	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 幹 事	中 井 聖 子 君
---------------	-----------	---------------	-----------

議 会 事 務 局 幹 事	岡 村 慎 哉 君
---------------	-----------

(午前10時00分開議)

副議長(池田 亨君) ただいまの出席議員は18名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(池田 亨君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。9番 平野洋一議員から欠席、22番 岡田久俊議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(池田 亨君) ただいま、会議録署名議員に欠員が生じたので、15番 田宮正秋議員を追加して指名いたします。

副議長(池田 亨君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

21番 神田壽昭議員。

21番(神田壽昭君)(登壇) 平成20年第4回定例会に当たり一般質問をいたします。

最初に、食育推進計画についてであります。

国は、平成17年6月に食育基本法を制定したことに伴い、各自治体は平成21年度に食育推進計画を策定することになりました。目的は、これからの地域を担っていく子供たちの健全な心と体を養い、豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけるためには食は重要である。一方、社会情勢の変化で忙しい毎日の生活の中で、食の大切さを忘れがちであります。家族全員がそろっての食事の機会が減ったり、ひとりで食事をとる孤食や、家族がそれぞれ異なった食べ物をとる個食に加え、朝食の欠食など、食生活の乱れは現実の問題となっております。このほか、外食、弁当、総菜などの普及で、家庭での調理が減り、食習慣や食文化が失われつつあります。栄養の偏りから来る生活習慣病の増加や低年齢化など、健康問題も露呈される中で、繰り返される食品偽装など、消費者の安全・安心への関心も高まり、食の正しい知識を共有することは、食料を生産する私どもとしては、早くから指摘をされながら具体的な取り組みに移らなかったことでもあり、このたび、本市での食育推進計画が2年の期間を費やし、21年度に策定されることは意義深いことと思います。

そこで、20年度は庁内に検討委員会を設け、計画策定のため調査研究を進めているようですが、その体制と進捗度合いを示していただきたいと思っております。

次に、国が示した実践課題として数項目が示されておりますが、その中で、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施する責務が求められておりますが、本市において、特長的な

取り組みとして考えられるものがあれば示していただきたいと思います。

私は、食育の3本柱である地産地消、スローフード、有機栽培の中で、地産地消と有機栽培を組み合わせて学校給食における食育の推進は、ぜひ進めるべきと思いますがいかがでしょうか。

また、この計画全体を具体的に推進するために、福井県の小浜市のように、食育文化都市宣言のまち、または、食育推進のための条例のようなものを考えておられるでしょうか。

総務文教常任委員会は今年の行政調査で、食育推進について、福岡県水巻町での視察をしてまいりました。ここでは、町のマスタープランと町民の健康づくりを一体のものとして、関係庁内各課と連携し、その行動計画は乳幼児期、学童思春期、青壮年期、高齢期に分けた食育計画を策定し、食育推進計画の最大の目標は健康づくりであり、そのために自分がやれること、関係機関がやること、そして、水巻町ができることを具体的に明確にしていることに感銘を受けました。今日までの取り組みと基本的な考え方を示していただきたいと思います。

次に、福祉ボランティア教育についてであります。

これからの社会がかつて経験のしたことのない高齢社会を迎えることとなり、高齢者や障がいを持つ人が日常生活を自由に生き生きと暮らすことができ、すべての人にやさしい、住みよいまちづくりが求められています。総合計画にあるように、高齢者には、健康の維持増進、介護予防や地域の協力による生活支援、在宅福祉サービス、介護施設の整備と、障がいを持つ方にはノーマライゼーションに基づく社会環境の整備、自立と社会参加の一層の促進が求められています。

また、土別市福祉のまちづくり条例にあるように、市は、福祉教育の充実について一定の福祉教育学習やボランティア活動を実践できるように必要な施策を講ずるものとされており。

そこで、本市の福祉活動の推進事業は、その要となる各福祉事業や、介護保険事業などについては土別市社会福祉協議会に財政的な支援をしながら運営の委託をされているのでありますが、その中で、福祉ボランティア教育については、高齢者や障がいを持つ方への福祉の心を育てるためには、小・中学生のときから、福祉の意識を高めたり、地域住民同士が健康な人も障がいを持つ方もともに助け合うための学習活動の積み重ねが将来に向けて充実した福祉社会につながるものと思うのであります。

福祉協議会は市内小・中学生に対して、車いす体験、福祉施設体験、高齢者と食事、手話教室などを通じて社会教育に大きな役割を果たしておりますが、市内小・中学校における社会福祉協議会からの助成とか、社会福祉協議会におけるボランティア活動の取り組みの実情を教えてくださいたいと思います。

更に、今日まで、そうした小・中学校における福祉教育はどのような成果としてあらわれておるのでしょうか。また、今後の福祉ボランティア教育の取り組みについて、どのようにお考えでしょうか。

次に、後期高齢者に対する人間ドック支援についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、他市町村では75歳以上の方が国保で受けられた人間ドックの助成が国保からの脱退で受けられず、3万円から5万円が一般的な料金として全額自己負担で人間ドックを受診することになりますが、そこで、現在、本市における人間ドックに対して助成している国民健康保険では、何歳を対象に実施しているのでしょうか。健診料金と助成額は幾らになるのでしょうか。更に、人間ドックに対象外となる年代は何歳なのか、そうした方々に対して、健診体制はどうなっているのでしょうか。また、本市では、後期高齢者に対して人間ドックの助成は実施をしておりますが、それらに対しては何らかの健診は行われているのでしょうか。

昨年、北海道で人間ドックに助成した51市町村のうち、44市町村が助成を中止したようであります。この制度を運営する道広域連合が、今年助成を再開する24市町村に対して、人間ドックを含む健康増進事業に1億3,000万円の交付金を支出すると決めたと報じられております。士別市で、新たに後期高齢者に対して人間ドックの助成は考えられないのでしょうか。この助成を実施することによって、医師の皆さんの負担は多くなりますが、士別市成人病健診センターの使用率向上と再建が加われば、市立病院の医業収入の増につながると思うのでありますが、いかがでしょうか。

最後に多寄簡易水道の水源確保について端的にお伺いしたいと思います。

本年春以降、日向簡易水道の水源上流において、森林の伐採と搬出作業によって、降雨時には濁った水が水源である日向川に流出し、その水が浄化槽に流れ込むことによって、何度か機能停止することがあったようではありますが、日向の水がおいしいとあって多寄に引っ越しされた方もおられる中で、こうした事態を不安に思うものであります。木材の搬出が進む中で、水源の確保に今後支障が出ると思います。仮に濁った水が流れ込むときの対処方法と、水量が不足した場合の対策はどのようになるのでしょうか。

中央、北町、南士別、温根別の上水道普及率は97%、上士別、多寄、朝日の簡易水道普及率は72%、水は生活に極めて重要なものです。不安のない対策を強く求めたいと思います。

これからの士別簡易水道の水源水量不足を解決するために、簡易水道と上下水道の統合と水量水圧の安定確保に配水管の新設、老朽配水管の布設替えなどの事業が急務とされておりますが、新年度において、対策事業は行われるのでありましょうか。今後も安全でおいしい水の安定供給を求めて、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から後期高齢者の人間ドックに対する助成に関しての御質問について御答弁申し上げますが、そのほかのお尋ねの食育推進計画、日向簡易水道の水源及び福祉ボランティア教育につきましては、それぞれ各担当部長並びに教育委員会のほうから御答弁を申し上げることにいたします。

士別市におきましては、現在、人間ドックの助成を行っております国民健康保険では、40歳

から64歳までの方が人間ドックの受診対象者であり、健診料金3万7,700円のうち、国保の助成額が3万2,700円、自己負担5,000円とし、市立病院と市内の医療機関1カ所で実施をしているわけであります。しかしながら、65歳以上の方を対象とした人間ドックは行っておらず、昨年度までは土別市が実施する基本健康診査の対象者として健診を受けていただいておりますが、本年度からは新たに各保険者に義務づけられました特定健康診査を受診をしていただいているところであります。

そこで、本年度から開始されました後期高齢者医療制度におきまして、保険者である北海道後期高齢者医療広域連合は、人間ドックを実施せず、特定健康診査に準じた本来努力義務とされている健康診査事業を実施するとしている。各市町村と委託契約を締結、本市も健診を行ってきたところであります。

このような中、厚生労働省は7月に75歳以上の方に対して、長寿健康増進事業の対象事業として、広域連合または市町村が人間ドックを実施をした場合には、特別調整交付金の対象とするとして、9月にはこの交付金の方向が示され、国から広域連合を経由した交付金は市町村に補助方式で助成することとなり、これを受けまして、北海道広域連合は11月21日の議会で関連する条例を改正したところであります。

議員がお話のとおり、新聞報道で北海道広域連合が健康増進事業の助成を行う中、24市町村が人間ドックの実施を検討しているとの報道記事がありましたが、これらの市町村は昨年まで国民健康保険において高齢者も含めて人間ドックを実施していた市町村がほとんどであり、また、健診内容についても後期高齢者を対象として現在行っております健康診査事業と変わらない内容で、人間ドックとして実施している市町村もあります。しかしながら、本市におきましては、新たに75歳以上の方の人間ドックを始めますことは、受診機関における受け入れ態勢の整備、受診項目や料金、診療される方の自己負担額、また、対象者につきまして、現在医療機関に受診されている方も対象とするのか、更には、後期高齢者制度はさきに申し上げましたように、保険者は北海道広域連合でありますことから、保険料はすべて広域連合の財源となりますので、人間ドックに対する市の助成につきましては、一般財源が必要となるなど、さまざまな課題があるわけでございます。

このことから、まずは後期高齢者に対して今年から始まります生活習慣病などの受診歴のない方を対象にした健康診査事業の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から食育推進計画についてお答え申し上げます。

まず、食育推進計画の策定にかかわってお尋ねがありました。近年、食に関しましては、国民の生活水準が向上し、食の多様化が顕著になるとともに、日々の忙しい生活を送る中で、食を大切に作る意識が希薄となるなど、本来、健全であるべき食生活が失われつつあります。加えて、安全・安心な食品に対する消費者の関心が高まる一方で、朝食の欠食や栄養の偏りなど

による生活習慣病など健康への課題、食べ残しや食品の廃棄など環境への課題、更には伝統ある日本の食文化が次第に薄れていくなど、さまざまな課題が露呈しています。国のにおいては、平成17年に食育基本法を制定、更に、食育推進基本計画では国及び地方公共団体を初め、関係者が創意と工夫を凝らしながら、その総力を結集して食育を国民運動として強力に展開するといった基本方針を示す中で、食育に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成22年度までに全市町村の50%以上で推進計画を作成し、取り組むことを目標に掲げたところであり、北海道の計画においても21年度までに道内すべての市町村で計画を策定することを目標としたところであります。

そこで、計画策定に際し、庁内検討委員会の体制と進捗状況のお尋ねであります。

計画の策定に向けては、政策担当次長からなる幹事会とともに、庁内各部の主幹、主査職24名で構成するワーキングチームによる全庁的な組織となる庁内検討委員会を6月に組織し、この間、食育に関する学習や各部の取り組み状況の把握、更にはアンケート調査の質問事項などの検討を行ってきました。現在、市民の皆様1,000人を対象にアンケート調査を実施しておりますが、この中では、食育への関心度を初め、健康管理、朝食や間食の状況、野菜の摂取状況、食育ボランティアや地産地消など、市民の食生活にかかわる状況を調査しております。なお、この後、冬休み明けには市内の小学5年生、中学2年生及び高校2年生、これら児童・生徒の保護者、更には保育園や幼稚園に通園する幼児の保護者を対象とした4種類のアンケート調査を行い、実態把握に努めるものであります。

次に、食育計画の中で、目標項目の設定についてのお尋ねであります。

現時点では、計画のフレームとなります基本理念を初め、基本的な方向性や具体的な取り組み、更にお尋ねの目標項目をどのように設定するのかまでの検討には至っておりません。今後、アンケートの調査結果から、地域の食の実態や改善すべき事項も明らかになりますので、これらをもとに土別の気候、風土や産業などの特性を生かした具体的な目標項目の検討が大切であると考えております。また、多くの皆さんが計画づくりに携わっていただくことが、地域の食を知る近道ともなりますので、今後、食生活改善協議会を初め、体験交流工房運営協議会、消費者協会など各種団体の皆様との意見交換を進めたいと考えております。

次に、学校給食における食育の推進についてであります。地域の産物を学校給食に生きた教材として活用し、望ましい食習慣の形成やその地域の食文化、食に係る産業などについて児童・生徒の理解を深めることは極めて重要なことと認識しております。現在も地産地消については他産地のものより10%以内の価格差であれば優先的に土別産の購入に努めており、今後においては栄養教諭の配置も視野に入れながら、安全・安心な地元食材の活用による食育推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、福井県小浜市の取り組みを参考に食育文化都市の宣言や食育推進条例の制定についてのお尋ねであります。

お話のように、既に都市宣言や条例制定といった取り組みを進めている自治体もございます

が、もとより、食生活のあり方は個人の価値観や考え方、更には自己の責任に基づくものであります。まずは、計画の策定を着実に進めていくことが何より大切であると存じますが、あわせて計画の中にも市民や地域団体の皆さんが、みずから主体となって食育を市民運動として取り組むことができるような具体的な展開方向についても今後検討していかなければならないと考えておりますので、お話の都市宣言や条例制定に関しましては、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から多寄簡易水道の水源確保についてお答えいたします。

多寄簡易水道は昭和37年に天塩川水系日向川を水源として創設し、第1期拡張事業を経て現在に至っております。

お尋ねのありました日向川の原水が濁った場合の対象方法と、水量が不足した場合の対策についてであります。最初に、原水が濁った場合の対処方法についてお答えいたします。

日向浄水場につきましては、従来から降雨により日向川の原水が濁る傾向となっておりますことに加え、水源であります民有林の計画的な伐採が進められることにより更に濁る頻度が増大する恐れがありますことから、その対策として、本年度、原水濁度計を新設したところであります。このことによりまして、東山浄水場での遠隔監視による状態把握が可能となりまして、浄水処理に影響のないよう取水停止をいたしているところであります。

また、水量不足につきましては、渇水期及び取水停止による場合が考えられますが、取水が不可能となるような状態が発生した場合におきましては、平成14年度に実施いたしました上土別簡易水道との連絡管整備によりまして、多寄地区で必要となる水量を上土別簡易水道からの送水により補うことが可能となっておりますので、水道水の利用につきましては支障とならないよう対策をとってきているところであります。

次に、簡易水道と上水道の統合についての御質問がございました。

この統合は、今後も進められる民有林の伐採により、更なる水源、水量不足や原水高濁度による取水停止が考えられますことから、この対策として計画いたしているところであります。この事業につきましては、上水道区域の配水管と多寄簡易水道区域の配水管とを連絡管で接続し、上水道区域から多寄地区へ送水しようとするものであり、事業実施年度は平成21年度に上水道の変更認可申請手続きを行い、平成22年度から23年度の2カ年事業を予定しております。

議員、お話しのように、今後とも安全・安心で安定的な水道水の供給に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長（宮澤勝己君）（登壇） 私から福祉ボランティア教育についてお答えいたします。



初めに、市内小・中学校への社会福祉協議会からの助成についてであります。福祉ボランティア教育の一環であります学童・生徒のボランティア活動普及事業につきましては、昭和58年度から2～3校ずつボランティア活動推進普及協力校として、道の指定を受け活動を進めてまいりましたが、平成14年度をもってこの事業が終了したところであります。

しかし、ボランティア活動の普及を図るためには、小・中学生のときから福祉に対する意識を高めたり、学習活動の積み重ねが必要でありますことから、平成15年度から土別市社会福祉協議会が市内の小・中・高校19校をボランティア活動の指定校として生徒数20人以上の土別小学校ほか14校には各5万円、生徒数20人未満の中土別小学校ほか3校には各3万円の合計87万円を助成金として交付しているところであります。

次に、社会福祉協議会におけるボランティア活動の取り組みについてであります。地域福祉にかかわる福祉のまちづくりを進めるボランティア活動の推進につきましては、土別市ボランティアセンターが中心となり、各年齢層別に開催するボランティアスクールによるボランティアの養成、住民福祉活動を進める集い等の事業、各種研修会やワークキャンプの開催、更にはふれあい広場等の福祉イベントの企画運営を行うとともに、個人ボランティア登録を積極的に呼びかけるなど、地域における福祉コミュニティの推進に御協力をいただいているところであります。また、歳末チャリティふれあい演芸会を主催しておりますボランティアサークルむぎの会を初め、聴覚障がい者に対する手話通訳を行っております土別手話サークル、使用済み切手等の収集活動を行っておりますボランティアサークルひまわりなど、15団体が各種ボランティア事業に積極的に参加するとともに、地域でのボランティア活動の普及定着に努めていただいているところであります。

更には、障がいの有無や年齢にとらわれず、交流の場として広場でふれあいを通し、ノーマライゼーションの考え方を普及定着していくことを目的として、毎年開催されておりますふれあい広場につきましては、個人登録ボランティアを初め、各ボランティア団体、学童・生徒等の協力をいただいております。

また、市内の学校において、持ち回りにより開催しております福祉教育懇談会につきましては、ボランティア活動についての講演会を行うなど、意識の向上を図っており、これらの事業を通して学童・生徒から一般市民まで福祉ボランティア活動の推進を図っていただいているところであります。市としましては、今後におきましても、なお一層のボランティア育成に努めていただくよう社会福祉協議会をお願いをしているところであります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは学校教育における福祉ボランティア教育についてお答えいたします。

まず、小・中学校における福祉教育の活動の実態と成果についてでございますが、土別市社会福祉協議会の学童・生徒ボランティア活動普及事業等によりまして、各学校では総合的な学

習の時間、特別活動時間、道徳の時間、生活の時間や課外活動等でボランティア活動等を行っているところでございます。

その具体的な取り組み内容であります。小学校では地域の老人クラブとのおむつ縫い活動や、共同募金活動、老人施設へ訪問し入所者との交流、更にはふれあい広場へのボランティアとしての参加、地域の敬老会への参加交流などを行っており、また、中学校ではボランティア委員会によるハーフマラソン大会でのボランティア活動、ふれあい広場企画運営への参加やクラブ活動の一環として自治会一斉清掃日への参加、更には外部講師による福祉講話を受けるなどそれぞれの地域や学校の特色を生かした活動を実施しているところでございます。

そこで、これらの成果であります。児童・生徒が身近なところで暮らしている高齢者や障がい者との交流やボランティア活動等を通じて、福祉問題や福祉活動の意味や役割に関心を持つなど、福祉に対する理解を深めるとともに、すべての人が社会の大切な存在として思いやりの心をはぐくむことが子供たちに身につけてきているものと考えております。

しかし一方では、地域によっては、体験の機会が少ないことや地域とのかかわりが薄いこと、また、人の役割に立っているという実感をどう持たせられるか、あるいは活動がイベント化しているのではないかといった声も学校から報告されておりますことから、教職員の理解の促進と交流活動や研究活動等の一層の創意工夫が大切であると考えております。

このため、今後の福祉ボランティア教育についてでございますが、福祉教育はすべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、ともに生きる人間の育成を目指すものと考えておりますことから、土別市社会福祉協議会との連携を図り、各学校が地域の実情に合わせ、独自の工夫と特色を持った活動として進められるよう、今後、校長会とも十分協議する中で取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、中小企業や小規模企業を支援する緊急保証制度についてお聞きいたします。

中小企業や中小業者の経営はアメリカの金融危機、株価の暴落、原材料の高騰や銀行の貸し渋り、貸しはがしなどの影響で、急速に悪化しています。民間調査機関によれば、中小企業の3社に1社が年末に向けて資金繰りが一層厳しくなると回答しています。たくさんの中小企業が倒産の危機に直面すると予想され、本市においても例外ではないと懸念されます。信用保証融資において、昨年10月に責任共有制度が導入されましたが、これは信用保証協会による100%保証を80%に引き下げるもので、銀行の貸し渋り、貸しはがしに一層拍車をかけております。こんな状況の中、中小業者を支援するさまざまな制度融資は有効に活用されているのでしょうか。本当に必要とする事業者に資金が回っているのでしょうか。

そこでお聞きしますが、現行のセーフティネット保証、経営安定関連保証の利用実績についてお知らせください。これを利用する場合、市長の認定を受けることになってはいますが、18年

度、19年度、20年度の認定件数と、その実績の要因をどのように分析されているのかお聞かせください。

さて、政府は、安心実現のための緊急総合対策において決定された新しい金融保証制度、原材料価格高騰対応等緊急保証制度を10月31日から実施しています。これは、原油価格や原材料価格の高騰、仕入価格の高騰の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、現行制度のセーフティネット5号保証の抜本的拡充と見直しをするというもので、民間金融機関から融資を受けるときは信用保証協会が保証をすることであります。現行のセーフティネット保証との違いなど、その内容をお知らせください。特に、銀行の貸し渋りや、貸しはがしの懸念はないのか、制度融資の対象から外れる業種はないのかお知らせください。

また、11月の緊急保証制度の利用者はどれほどだったのかお知らせください。

このたびの原材料価格高騰対応等緊急保証制度の利用に際しては、市町村長の認定を受けることになっていますが、年末を迎え、融資を利用する中小業者は増えると予想されますので、迅速な審査及び制度の周知徹底、そして相談体制の確立が求められます。どのような対策を実施されているのかお聞かせください。

次に、市役所退職の、特に幹部職員の再就職についてお聞きいたします。

本年11月現在、市と密接な関係のある団体や民間企業などに再就職している職員は何人でしょうか、お知らせください。再就職先である出資団体や補助金交付団体については名称もお聞かせください。

北海道労働局が発表した10月の道内の有効求人倍率は0.45倍で、前年の同じ月と比べると0.10ポイントの減少であり、大幅な落ち込みとなっています。有効求人倍率が前の年の同じ月を下回ったのは16カ月連続であり、有効求人数も24カ月連続で下回っているとのこと。景気の悪化が続く中、企業の倒産や縮小によるリストラや解雇あるいは学生の就職難がますます深刻化している昨今ですが、市役所退職の幹部職員が毎年指定席かのように関係団体や民間企業などに再就職することに対して、市民はそれはそれは厳しく見ております。委託契約などになれ合いやもたれ合いはないか、公正な入札はされているか、無駄な支出はないか、民間の人材の再チャレンジの機会を奪うことにならないか等々、市民の批判は厳しいものがあります。お聞きしますが、市民のこういった感情や批判についてどのように認識され、どのようにお考えなのでしょうか。従前から理事者はあくまでも本人と再就職先の団体の問題であり、市は関与しないとおっしゃっていますが、それでは市民の疑問や批判に答えておらず、市民の不信感は払拭されないのではないのでしょうか。

公務員の天下りに関しては、現下の社会情勢を反映して全国的に透明化が図られてきております。国家公務員は退職後2年間は関連団体への再就職が禁止されています。また、天下り先の情報公開は全国20道府県で実施しています。深川市では、行政の公平公正を確保するためとして、職員の再就職に関する要綱を定めて再就職への制限事項を明らかにしています。函館市は任意の届け出制ながら再就職の公正、透明性を確保するとして、再就職状況を公表するとし

ています。札幌市では、指定団体への再就職について、在職期間の制限や報酬及び退職金の制限、再就職状況の公表などを規定しています。本市においても、何らかの方法で再就職へのルールづくりが必要だと考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、地上デジタル放送について何点かお聞きいたします。

2011年7月24日には、今私たちが視聴しているテレビ、アナログ放送が完全に打ち切れ、地上デジタル放送に変わるということです。国はマスコミを初め、さまざまな情報媒体を使って盛んにデジタル放送に移行することを宣伝広報しています。本市でも、12月の広報しべつでは、特集を組んで市民へ準備を促しておりますが、残念ながらこの記事からは準備に係る費用負担のことやどの家庭でもどの地域でも公平かつ完全に地上デジタル放送を楽しめるという保証があるのかといった、市民が一番知りたいことが知らされていません。いずれ、特集の第2弾、第3弾で明らかにしていただけることと期待しております。

さて、本年6月27日に総務省の諮問機関である情報通信審議会は、地上デジタル放送に関する第5次中間答申を正式に決定しております。この中には、高額なデジタルテレビを買い替えることの困難な世帯への支援策が盛り込まれております。対象は生活保護世帯で、しかも現在アナログ放送を視聴している世帯としています。支援内容はデジタルテレビを見るための簡易チューナーを無償で支給します。また、必要があれば室内アンテナの給付や屋外アンテナの改修も無料で行います。

しかし、生活保護は受けていないけれども、経済的に厳しい生活を余儀なくされている高齢者や障がい者世帯への国の支援はありません。答申では、このような世帯がデジタル放送に対応できるように、放送をちゃんと視聴できるように、地方自治体などが特別に支援、援助をしていくとしていますが、情報の周知徹底だけではなく、財政面での支援策が不可欠と考えます。こうした世帯に対して、情報の周知徹底はもとより、経済面でどのような対応をお考えかお聞かせください。また、簡易チューナーや室内アンテナの価格、屋外アンテナの改修費用もお聞かせください。

更に答申では、地上デジタル放送の難視聴地域対策についても触れております。本市における現在のアナログ放送での難視聴地域はどこなのか、また、これらの地域は地上デジタル放送に移行しても今まで同様に難視聴地域となる可能性が高いのかどうかお聞きいたします。

また、新たに中継アンテナを建設したり、今あるアンテナを移動したりすれば、少なくない経費がかかると思いますが、これらの負担はだれがするのでしょうか。地域住民が負担するのでしょうか。また、市立病院や市民文化センター、体育館などの大きな建物の影響を受けている難視聴地域の場合、建物の所有者、すなわち市が負担するものなのでしょうか。お聞きいたします。

難視聴地域の住民が不利益にならないような対策が求められますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。

地上デジタル放送への移行によって120兆円の経済効果があるとも言われており、まさに国

家戦略ともいえる事業だと考えますが、それゆえに、国民負担を軽減し、難視聴地域を完全に無くしてすべての世帯がテレビを見ることができるようになる、また、地方自治体へ負担を押しつけない、こういった施策を国やNHKが責任を持って行うべきだと考えます。したがって、地方から強く物申していくべきだと考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。

最後に、男女共同参画社会実現へ向けての取り組みについてお聞きいたします。

本市においては、平成15年4月に男女共同参画行動計画、男女がともにきらめくまちプランを策定し、今日に至っております。私は、平成14年の決算審査特別委員会及び17年第2回定例会において、男女共同参画社会の実現を着実に前進させるために条例を策定することを求めてきましたが、まだ、時期尚早であるかのような御答弁を繰り返されてきております。今や、少子高齢化が急速に進み、働く女性は急増し、一方で介護のために仕事をやめざるを得ない女性も増え、また、結婚しない男女も増加するなど、国民のライフスタイルが大きく変化してきています。こういう情勢だからこそ、社会のあらゆる分野での男女平等、男女がともに人権を尊重し、ともに支え合い、暴力のない社会をつくっていくことは重要であり、強く求められるものです。そのための共通の認識や共通目的を明らかにする男女共同参画条例の策定を三たび求めますが、お考えをお聞かせください。

更に、士別市みずからが男女共同参画社会のモデルになるのだという強い決意を持って、北海道では初めての男女共同参画都市を宣言することを求めますが、お考えをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、中小・小規模企業支援の緊急保証制度に関する御質問につきましては私から御答弁を申し上げますが、市役所退職職員の再就職につきましては本庁担当の副市長から、地上デジタル放送並びに男女共同参画条例と男女共同参画都市宣言につきましては総務部長のほうから御答弁を申し上げることにいたします。

中小・小規模企業支援の緊急保証制度につきましてのお尋ねであります。まず、現行のセーフティネット保証制度についてであります。

この制度は、不良債権処理の加速化や金融機関の再編など、経営に支障が生じている中小企業者の必要な資金について取引先企業の倒産や売上高の減少、更には、取引金融機関の経営合理化、破綻などのいずれかのこの要件に該当した場合に、市長がこれを認定することで融資されるものであります。

そこで、本制度の本市における認定状況についてはどうかというお尋ねですが、売上高が前年同時期と比較をして5%以上減少したとする要件に該当した件数は平成18年度で5件、19年度で6件、20年10月までで3件の、合わせて14件、大型倒産の発生によって影響を受けたとする要件に該当した件数は19年度の1件だけでありまして、合計で15件認定をいたしてきております。これら事業所の融資額は企業の都合によって取り下げをいたしました1件を除いて

総額で2億7,190万円となっております。また、活用実績の要因分析といたしましては、本制度は既往借入金を借りかえし、返済期間を延長できることによって月々の返済額が軽減され、更には、新規での融資も受けられることから、資金繰りが円滑に推進されたものであります。しかし、認定事業所の大部分が売上高の減少を要因としての融資でありますので、企業経営は一段と厳しい状況になっているものと考えております。

次に、国の安心実現のための緊急総合対策の中の原材料価格高騰対応等緊急保証制度についてであります。原油に加え原材料及び仕入れ価格の高騰を販売価格に転嫁できない中小企業者の資金繰りを支援するために、セーフティネット保証制度の抜本的な拡充、見直しが行われる中で、本年10月31日から取り組みが開始されております。この内容につきましては、企業の一般保証の限度額とは別枠で、新規に1企業当たり2億8,000万円まで借り入れができ、万が一その借り入れ額を企業が返済できなくなった場合、お話しの責任共有制度とは別に信用保証協会が100%保証するものであり、融資実行の支障とはならず、その保証料金につきましても一般保証より低い額となっております。また、対象業種はこれまでの185業種から698業種までに拡大され、借り入れの認定要件は売上高が前年同時期と比較をして3%以上減少している、また、仕入れ価格が上昇しているが、販売価格に転嫁できていない、更には利益率が前年同時期と比較をして3%以上減少しているのいずれかに該当することとなりますが、現行制度に比較をして要件も緩和されましたことから、企業にとって極めて有利で活用しやすい制度となっております。この制度の活用期間は平成22年3月31日までとなっております。本年11月の利用状況は既に13事業所について認定し2億9,500万円の資金が融資されているところであります。

また、お話しの緊急相談窓口につきましては、本制度の活用によって企業への資金融資を促進するため、全国の経済産業局や日本政策金融公庫、更には、信用保証協会、商工会議所などに設置されており、本市におきましては土別商工会議所がその相談窓口として、現在、企業からの金融相談等に応じているところであります。

今後、市内各事業所におきましては、特に年末の資金需要期を控え、円滑な資金調達が何よりも重要なことから、本制度活用について、早急にPR用リーフレットを作成し、全戸配布をすることとあわせて市ホームページや商工しべつでも啓発するとともに、市におきましても経済部に相談窓口を設置をし、商工会議所、商工会、更には金融機関と連携しながら円滑な金融支援に努めてまいり所存であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から、市役所退職、特に幹部職員の再就職にかかわっての御質問にお答え申し上げます。

最初に、市のこれらにかかわる立場、方針ということで申し上げますと、退職する職員の退職後の就職につきましては、従来から申し上げておりますけれども、あくまでも個人と団体や企業との関係という立場からいたしますと、市としては従来通り、これらにかかわっては一切

関与をしないという立場を現在もそういった対応をいたしているところでございます。

こうした中にありましても、昨年度までの退職者の状況を見ますと、市内に再就職するケースも多いわけでございます。そこで、それらの再就職先でございますけれども、特に、正式な調査等は実施をいたしておりませんけれども、現時点で把握している状況で申し上げますと、退職時に幹部職ということでございますので、課長職以上の職にあったものでは、土別地区交通安全協会連合会に1人、土別体育協会に1人、土別商工会議所1人、土別市社会福祉協議会に2人、土別市シルバー人材センター1人と、更には、民間企業、組合等という関係で4人が再就職をいたしているにとらえております。

これらの就職に至った経緯といたしましては、それまでの行政にかかわってきた中での管理監督能力、仕事への精通や、個人としてのキャリア、技術によるものが再就職先の団体や企業から高く評価され、一方では、それらの関係団体にいたしますと人材の確保といった面から採用に至っているものと考えておりました、今日の厳しい雇用情勢の中で、市が仲介の労をとるといったことはすべきではないと考えております。しかしながら、ここ数年はいわゆる団塊の世代の大量退職となり、昨年度末にも定年者と早期退職者を合わせて三十数人が一度に退職となりましたが、その後、市内の団体企業に再就職され、現在活躍されている方もおるわけでございます。

こうした団体や企業との委託契約についてのお尋ねがございました。これらの各団体や企業と市のかかわりといたしましては、主に施設の維持管理業務の委託契約でありまして、市が締結しております委託契約につきましては、毎年内容を精査し、適正に積算を行い、競争入札により契約をしているケースもございます。個人とのかかわりによるこういった状況からいたしましても、なれ合いやもたれ合いが生じるような状況にありませんし、当然、そうしたことがあってはならないものと考えております。

次に、退職者の再就職に関して、市民感情をどう認識しているかとお尋ねでございます。

退職者の再就職に関しての市の立場、考え方については、冒頭で申し上げましたけれども、しかしながら結果として退職者自身が求職活動をし再就職をしていることについては、それぞれいろいろな御事情があるものと思いますが、議員のお話のとおり、民間の人材の再チャレンジの機会を奪うことにならないかなど、市民の方々が行政に対してこういったことに伴う不信感を抱かれるということがあるとするならば、大変残念に思う次第でもございます。

こういったことがどういう形で規制できるのかということについては、いろいろな大きな課題もあると存じますけれども、こういったことについてのルールづくりをする必要があるのではないかというお話もございました。国家公務員の再就職に関しましては、状況により法律で一部制限されていることもあり、地方公務員に関しましても、今後、同様の考え方が求められることになると思います。一方で、退職後の就労の禁止を行おうとすると、個人の就業の自由及び職業選択の自由を不当に制限することとなり、憲法に違反するという考え方も一方ではあるわけでありまして、あくまでも、再就職は個人の問題ということになりますので、今後は国

の動向等も踏まえながら、どういう方法をとるべきなのか対応を考えてまいりたいというふう  
に考えております。

また、再就職状況の公表につきましては、再就職自体が個人の問題、個人情報ということに  
かかわることにもなりますので、現在、市がかかわっての再就職ということがありませんこと  
から、特に今の段階で対応をどうこうするということは考えておりませんが、議員の御  
指摘の点もございますので、今後については、誤解のないように対応してまいりたいと考  
えております。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、地上デジタル放送について及び男女共同参画社会実  
現に向けた条例制定と都市宣言についてお答え申し上げます。

地上デジタル放送のこの圏域における整備経過を申し上げますと、道内の放送業者は順次圏  
域中継局の整備を進めており、和寒中継局はNHK及び民放とも既に開局しており、名寄中継  
局についてはNHKはこの10月に開局、民放は今月開局予定、上士別中継局についてはNHK  
は今月5日から試験電波を送信しており、今月24日に開局、民放については平成22年に開局予  
定となっています。

そこで、経済的に厳しい生活を余儀なくされている世帯の視聴についてであります。

お話のとおり、国は地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008において、  
生活保護世帯がデジタル放送を視聴できなくなる場合、地上デジタル放送視聴のための簡易な  
チューナーを無償貸与することになっておりますが、景気の悪化に伴い低所得者層を広く支援  
する必要があることから、現在、政府においてその対象者の拡大が検討されております。特に、  
市町村民税非課税の障がい者世帯と、福祉施設などの入所者を中心に検討されているところで  
あり、今後、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、デジタル化に伴う改修費などについてであります。チューナーについては約1万  
5,000円、アンテナ整備については約3万円程度とお聞きしております。

次に、本市の難視聴対策の現状であります。中継局として上士別中継局、朝日三望台ミニ  
サテライト、辺地共聴として温根別町6区テレビ共同受信施設、南朝日三栄地区テレビ放送共  
同受信施設、北一線テレビ放送共同受信施設及び岩尾内地区テレビ放送共同受信施設を設置し、  
難視聴解消を図っております。更に、建物共聴として、市所有の施設を申し上げますと、市立  
病院、文化センター、総合体育館、士別小学校、南西団地、北部団地が該当し、その解消を  
図っている状況にありますが、基本的には地上デジタル放送に移行しても、これらの地域は難視  
聴対策が必要なものと考えております。

地上デジタル放送は、アナログ放送に比べて雑音の影響を受けにくいなど受信障害は大幅に  
解消されるのではないかと期待がされているものの、中継局から遠いなど、地理的に電波が  
届きにくい地域の受信状況がどのようになるか、国及び放送業者にお聞きしても、現段階では



不明な点が多く、今後は受信状況を調査してからの対応が必要となります。

また、難視聴対策の経費ではありますが、来年度デジタル波の受信点調査と設備改修を行う予定の上土別中継局につきましては、国の補助事業を活用し、市と民間放送業者で整備し、また、辺地共聴施設につきましては、国が整備費の一部を助成する制度を活用し、整備する予定であります。更に、建物共聴施設についても所有者である市が整備を進めるものであります。これらの整備に当たっては、受信者の一部負担金も想定されております。これは、地上デジタル放送を受信する場合には、通常の場合でもUHFアンテナを設置する費用がかかることから、辺地共聴、建物共聴の場合にあっても、これに相当する費用については、受信者が負担することが妥当という公平性の観点により国の指導要領で定められているものであります。この負担金につきましては、今後の状況や他市の状況などを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

地上デジタル放送については、アナログ放送の終了まで3年の期限を切ったところでありますので、特に、難視聴地域の受信者に対して、受信状況などの説明を行うとともに、今月の広報にも掲載したように、今後の備え等について市民に周知するとともに、国及び放送事業者の責任において難視聴地域に対する情報提供と整備を図ること、共聴施設改修などに対し市民に過度な負担を強いることのないよう、今後とも、全国市長会や北海道市長会を通じて国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画社会実現に向けた条例制定と都市宣言についてであります。

男女共同参画社会の実現に向けましては、いまだに配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや、市民の意識に男女の不平等感があるなど、お互いの人権が尊重され、男女平等が実現しているとは言えない状況も見られます。

一方、社会経済情勢は少子高齢化の進展を初めとして急速に変化しており、これらに対応していく上で男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を形成していくことは重要な課題であると認識しております。

こうしたことから、本市におきましては、平成15年3月に土別市男女共同参画行動計画を策定し、すべての市民が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮し、家庭、職場、地域などで対等なパートナーとして生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、この間、レディスセミナーや異業種交流セミナーの開催、土別市DV等被害者支援連絡会議の立ち上げ、広報しべつでの連載による情報提供や啓発活動など、女性問題の解決や男女共同参画社会の形成に向け取り組みを進めてきたところであります。

そこで、男女共同参画条例の制定及び男女共同参画都市宣言を行ってはその御提言がありました。現在、北海道内で条例を制定している市は札幌市、函館市、旭川市など8市、町では様似町、芽室町、倶知安町など5町、合計13市町となっており、都市宣言に関しては現在、全国で102の市がこの宣言を行っていますが、道内で都市宣言を行っているところはありません。

こうした中で、本市におきましては、男女平等と人権を尊重する意識づくりに向け、男女共同参画セミナーの開催を初め、DV被害者や児童虐待、高齢者虐待への対応など、人権に配慮した各種事業の実施、次に、男女の自立を支援する環境づくりでは、保育園の保育時間延長や子育て支援のための事業、女性の農業経営の参画の促進などの事業、更に、男女共同参画の社会づくりでは、審議会など付属機関への女性委員の登用、女性団体への活動支援事業などを実施しており、特に最近では、農業、商業、福祉関係等の分野においてさまざまな女性グループによる活動や社会進出も確実に広がるなど、今後、なお一層の活躍を期待するものであります。

条例の制定につきましては、これまでの一般質問でもお答えしてきたところでありますが、男女平等を実現し、男女共同参画社会を実現するには、何よりも条例をつくらうという市民の意識が盛り上がっていくことが重要である、この考え方に変わりはないものであり、仮に、条例を制定する場合は、市や市民、事業者とが連携し、互いに協力し取り組むことが求められることとなりますし、それぞれの責務を果たしていくといった努力規定も定めることとなります。また、職場や学校、地域、家庭などの社会分野で十分に共通認識を持ってもらうことも不可欠となってまいります。男女共同参画社会の形成に向け、自治体として取り組む重要性は十分に認識しておりますが、市民各層、事業者などの主体的な合意形成を構築していくためには、まずは、行動計画の円滑な推進を初め、市民意識の啓発にさらに努めていくことが肝要と考えており、条例や都市宣言については、そうした環境が整った後の課題であると認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 小池議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 男女共同参画社会について、再質問させていただきます。

ただいまの答弁、これで私、過去2回同じような質問をしているんですが、全く同じですね。平成14年の10月は答弁者は安川企画室長でしたが、市民意識の盛り上がり次第である、将来の課題だ、こう答弁されております。平成17年6月、吉越助役が答弁されましたが、市民意識の高まりと市民参画による条例づくりの意思高揚が不可欠だ。そして、今回、鈴木総務部長も、市民の意識が盛り上がるが必要だと、こういうふうに御答弁されております。ずっと市民の盛り上がりを期待して今日に至っているようですが、まず、私は、条例づくりというのは、どういうものなのかということを考えたいと思いますが、土別市にも山ほど条例が、いろんな条例があります。それで、ひとつお聞きするんですが、このように市民意識が盛り上がって、さあそれじゃあ条例つくろうよと、市民のほうから盛り上がってつくった条例というのはどういふ条例があるのか、まず、それをひとつお聞きしたいと思います。

それぞれの部所で各担当部所でうちの部所でこういうのがあったと、そういう例があったら、その盛り上がり方から条例づくりまでの過程を説明していただきたいと思います。（降壇）

副議長（池田 亨君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答え申し上げます。

今の小池議員のほうから市民の意識によってつくられた条例はどんなものがあるのかという御質問でありますけれども、市民の方によって今までつくった条例というのは、これまではないのかなというふうに私は思います。

ただ、条例等を制定する際には、それぞれ市民の参加による委員会等々で十分に議論をいただいて条例を制定するといった作業を行っておりますので、そこには、市民意見の反映ということもできているのかなというふうに思っています。

それから、条例を制定して、それからそういう行動を起こすという手法については、これは十分理解をするわけですがけれども、今、市のほうでは、男女共同参画行動計画に基づいて、19年度については218事業のうちの95.4%の実施率ということで、今、この計画の推進に全力を挙げているという状況もあります。さきほど答弁の中でも申し上げましたけれども、女性団体の方々が今、非常に積極的な活動をしてきているということは、本市にとってはほかに誇れるような状況になりつつあるのではないのかなという認識も持っていますので、そういったようなことから、今後、いましばらくですね、この行動計画の達成に全力を尽くしていく中で、条例制定に向けては、例えば、次、人づくりまちづくり推進委員会ですとかそういったところでの議論も踏まえながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 答弁するたびに、何のかわりばえもしないではないかと、それは本当に聞いていて私も御指摘のとおりかなと思っております。ただ、思いますことは、やはり、何でも条例をつくってしまうという、何でも宣言をするということについては、私はちょっといかがなものかなという疑問は挟むものであります。

私も実は、北海道長期教育計画をつくる委員の1人として参画していたときに、エンパワーメントという男女共同参画社会づくりということで、こういうことについて随分いろんな議論があったんですけれども、それはそれでいいんですけれども、やはり私は、今、この社会というものがやはり男女がともに力を合わせてお互いに持っている男性としてのもの、あるいは女性としてのものと、簡単に言えば女性は男性よりもずっと感性がすごく高いということも言われているのも、またそれは……。

（発言する者あり）

いえ、違うんです。それはね、一般的、生理学的にそう言われているんだそうです。そういうこともあるし、それぞれですね、男性は男性特有のいいものもあるし、女性は女性のそれぞれやっぱりいいものを持っている、それをお互いにミックスするというか、融和させてこの社会というものが成り立っているんで、今、土別の行政を見ておりますと、それこそ女性がどんどんと社会に進出をしてきて、台頭してきて、場合によっては男性のほうがかかれるような立場に立っている分野もないわけではないと思っております。ですから、そういうことの、もっともっといろんなものを積み上げた中で、誇れる条例制定の時期を見きわめてきたのが、今ま

で自信がないからそういう言い方で今までずっと答弁を重ねてきたと思うんですけども、私は、かなりもうそういう時期に来ているんだなというふうに、普段思っています。ですから、今、総務部長が答弁したように、そんなに、これから、4回、5回、6回とならんように、ちゃんと制定をするように、そして、よその都市がですね、なぜこんなにピッチが上がらないのかどうか、それももうちょっと調べてみる必要があるのではないかと。で、いろんなものが、よく難しい方程式が解けるように、むしろ積極的にその中に入って考えていく、そういう熟成された今時期に来ていると思って、何かわからんような答弁になりますけれども、心情吐露だけさせていただきます。

よろしくをお願いします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） それでは、第4回定例会において、何点か通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、生産資材価格高騰に対する行政支援に対してお伺いをするものでございます。

世界的な穀物の需要増加により、肥料の需要が拡大し、特に私たち日本は肥料だとか飼料に対する輸入依存度が高いということで、急激な値上がりをしております。普通、物事が上がるというときには、5%、10%のようなたぐいで上がるのでありますが、特に、この肥料価格は、来年度の6月までが一応の事業年度となっておるわけでございますけれども、そこまでに購入する場合は、肥料で約76%上がるとされております。これは、農家にとっては非常に大きな負担であり、価格が上昇することによって農村社会の大きな問題事となっているのも事実でございます。

そこで、国は、肥料だとか燃料だとか、それらに対する緊急の対策として500億円を予算化し、更に、北海道においてもさきの臨時議会で肥料については10億円強の予算措置を講じましたし、また、私たち農業団体ホクレンは63億円の期中取り崩しといたしますか、予算を計上した次第でございますし、また、私たち北ひびき農協といたしましても期中で約1億8,000万円の予算を講じ、76%上がる分を何とか10%に圧縮するための対策を今、講じたところでございます。

しかしながら、これは、単年度だけのことでありまして、来年度以降、まだ上がるだろうという予想の中にあって、農家が幾ら努力しても努力に報われないという状況になっておりますし、価格の上昇も見込めないという状況の中にあって、北ひびき農協はそういう状況の中にあって、先般、理事会を経て10月に、関係する組合農家の土別市、和寒町、剣淵町、1市2町の行政に対しまして、これらの問題を整理して対策に対する対応方を要望書という形で行政に提案をしておるところでございます。

土別市においても、農業の町土別でありますので、市長初め部局では十分な認識をとっていただいておりますけれども、北ひびき農協は御承知のとおり、1市2町にまたがる行政区でございますので、この地区だけが対策をしたけれども、この地区はやっていない地区とい

うことになれば、農家の公平性が保てないので、何とか効果的な行政支援を1市2町で、常に私が言っているとおり、共通政策としてやっていただけないのかお伺いをするところでございます。

次に、これも価格上昇に便乗する課題なんでありませけれども、土壌診断対策についてお伺いをする次第でございます。

これは、先ほど述べたように、肥料価格が高騰する中であって、農家経営を直撃する中で、適正な施肥をすることで余分な経費をかけないということで、これは指導機関から強く農家に求められている課題の1つであります。基本的には、農家個々がきちんとした土壌分析をしながら適正な肥料をあげるというのが、これは基本的なことなんですけれども、なかなかそうなっていないということもございまして、今般、市といたしましては、これらの価格の高騰対策に対しまして、行政支援として1戸当たり5点、400戸農家を目安として280万円の予算を講じたところでございますけれども、このことについては私は深く感謝を申し上げますし、一定の評価をしたいと思っております。そして組合員は、することによって農協と行政の出し分がありますから、無償でできるということになっております。しかしながら、農業者から聞けば、土別は農業の町だよ、やっぱり、今2,000点の土壌診断は外部委託をするということでございますので、何とかその土別市だとか農協で、自分たちの地域の中でする施設が必要でないだろうか、そういう意見も聞きますので、どうかひとつその辺も留意されながら、これからの課題として取り組んでいただきたいと思いますし、また、今言ったように、何年か農家負担の軽減の中で全額助成でされるんですけれども、これを長期的に、それら施設が整うまでにやっていただけるような対策を講じていただきたいと思いますけれども、その件についてもお伺いするところでございます。

次に、予想されるビート面積の減少に伴います対策についてお伺いをいたします。

今までに申し上げたとおり、農業経営は近年非常に厳しさを増しておるんでありますけれども、ビートについては、寒冷地作物、更には輪作作物として我が地域においては重要な作物、品目であります。また、JAとしては、来年度の営農計画が出ていない段階で面積が減るだろうという予想を一部地域から聞くわけでありませけれども、私たちの町には、日甜土別製糖所もありまして、面積の増減によっては地域経済に与える影響も出てくるんだろうと、そんな観点から、やっぱり土別市はきちんとした対策を講じるべきだと思っております。

けさの新聞で、きのうWTOの全国集会在東京で行われております。その結果を聞けば、今のところ重要品目、日本提案として8%に何とかならないのかという提案をしているんですけれども、聞けば4%か6%に落ち着くだろう、そこですぐ重要品目から外れるのは砂糖であるということが言われておって、大きく心配をしているわけでございますけれども、昨年、農業政策が変わった中であって、地区外から土別市にきた面積があって、緑ゲタの分がなかったわけですけれども、行政支援として緑ゲタの対策が講じられておるんでありますけれども、それらについてもこれからの長期展望として、我が地域にはビートが必要だよという対策等が今考

えられるとしたら、どのような考えを持っているのかお尋ねする次第であります。

次に、農畜産物加工体験交流工房の対応、これは、先般、「の〜む」という愛称名が決まったというように聞いております。この件については、市内の女性部、消費者協会等々からこの建設が急がれていたわけでございますけれども、長期間にわたって紆余曲折がありながら、今年度の事業として7,500万円の予算でほぼ完成をし、21年度の4月から使用開始ということを知っております。その運営方法を聞けば、まだ決定をしているかどうかわからないんですけども、指定管理者制度の中で民間活力を使いながらその団体に運営をしてもらうという中身だそうでございます。きのう、斉藤議員からもこの指定管理者制度のことについての質問があったんですけども、私の考える指定管理者制度というのは、間違いがあるかもしれませんが、当然、受け皿として団体だとか大きな会社だとかグループが受けるんだろうと思います。その辺、今の段階で最終的な詰めが行われていると思いますけれども、それをどのような形で支援対策をしようとしておられるのか、これはまだ1年経過していない、まだ始まりの段階ですから、計画の段階ですから、結果が出ていないのでわからないんですけども、どのようなプログラムを策定しながらやろうとしているのか、例えば、団体やグループの人にやらせて赤字欠損金が出たときには、それ以上の市の委託料というのですか、利用料の増減が期中の中で発生するのか、発生しないとするならば最後まで利用者負担になるのか、その辺の考え方があればお聞かせをいただきたいと思っておりますし、現在、多寄、上土別、朝日にも類似施設、大きい小さいはあるんですけども、多寄について聞けば、12月1月2月3月の4カ月間がピークでありますから、あとの期間はそれほど使っていることにはなっていないようでございます。で、ありますから、土別の中心部につくるわけでございますから、大きな利用が見込まれていると思うんですけども、それらに対する指導だとか助言の体制はどうなっているのか、あくまでも管理者団体に任せるのでしょうか、その辺のことについての今までの協議の中の中身があれば、聞かせていただきたいと思っております。

また、広く開放するというところでございますので、私も大きな期待を持っておる一人でございます。

それから、結びになりますけれども、現在、土別市に指定管理者団体というのがどのような数があって、どのような金額を示しながらやっておられるのか、そして、期中の中で損失が、欠損が出た場合、どのようなことを対応しているのかお聞かせを願って私の質問を終わりたいと思っております。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から農政諸対策に関する質問がございましたが、これに答弁を申し上げて、農畜産物加工体験交流工房の今後につきましては、経済部長のほうから答弁をいたすことにいたします。

今日の農業経営を取り巻く状況を憂慮されまして、何点かについて御質問がありました。初

めに、生産資材の価格高騰に対する支援についてであります。世界的な人口の増加に加えて、経済の発展が目覚ましい中国、インドにおける食生活の変化などから、穀物の需要が急増しており、その結果として、穀物の増産に向けた肥料需要の競合から主原料でありますリンやカリウムの多くを輸入に頼っている我が国は国際価格高騰のあおりをまともに受けている状況につきましては、ただいまの丹議員のご案内のとおりでございます。

肥料は農産物の生産には不可欠な資材でありますだけに、農業経営が受ける影響はまことに大きいと言わざるを得ません。そこで、1市2町共通の施策としてより効果的な行政支援をとのお尋ねであります。今日の肥料価格高騰はただいま申し上げましたように、世界的な人口増加と食生活の変化がその背景にあるだけに、一過的な現象とは考えにくいものでございます。したがって、この厳しい状況を乗り越えて、本市の基幹産業であります農業を将来にわたって持続的に発展させるためには、何としても生産費に占める割合の高い肥料コストを抑制した生産体制の確立が不可欠であります。このため本市では、堆肥の投入による効率のよい施肥技術の導入に向けて、適正な施用の効果を実証するため、しべつ農村塾を開設し、農業応援アドバイザーである三分一先生の助言指導をいただきながら、小麦、大豆、ビートの比較試験を実施をしているところであります。その成果として、特にビートでは、窒素とカリを通常の半分とした圃場で、収量、糖度はともに試験区のほうが高いという成績が得られており、堆肥の効果によって肥料の投入量を少なくしても収量と品質が十分に確保できましたことから、この成果の普及によって、各生産者の方々が圃場に応じた施肥設計を立てることが、長期にわたる農作物の安定生産と高騰する肥料コストの低減につながるものと考えますので、まずはこのことを基本とした施策をしっかりと展開するものであります。

また、土壌分析診断に対する助成継続のお話がありました。農作物を育てる農地の土地を詳しく知ることは、高収量で高品質な生産を目的とした土づくりの実現には欠かせないものであります。今日のように生産資材が高騰する中にありましては、ただいま申し上げましたように、適正な施肥による生産コストの低減ということからしても、その重要度は極めて高いものであります。このため、お話にありました、JA北ひびきからの要望も踏まえて、農協が進める生産資材の緊急価格対策と恒常的な技術対策としての土壌診断による適正施肥が効果的対策となることも視点として、農家負担のない土壌分析診断助成事業を実施するものであり、この取り組みは剣淵、和寒の両町とも足並みを揃えるものであります。

そこで、助成の継続についてであります。本市における土壌診断の実施状況は、過去3年の平均で申し上げますと、年間150戸の農家で570点ほどとなっております。このため、収量の3割アップによる所得の向上とあわせ、肥料コストの抑制を目的とするしべつ農村塾の効果を早期に発現することで、生産資材価格の高騰にも負けない農業の確立に向けて、市内約800戸の全農家におきまして、土壌診断が実施されることを目標に、検査機関の処理能力などを考慮して、1年に400戸の2,000点を2カ年で行うものであります。

したがって、その後の事業の継続につきましては、今後2年間の実績を確認、検証し、

更に、土壌分析機器の購入につきましては、施設や人員の確保などについて農協を初めとする関係機関との協議を踏まえた上での対応が必要と考えますので、まずは、今議会におきまして可決をいただいた土壌分析診断助成事業を多くの農家に活用いただくことで、所期の目的が達成されますよう、鋭意努力をしてみたいと考えております。

次に、ビートの面積減少対策についてであります。

作付指標の設定によって、全道的に作付の面積は割り振られるビートは、寒冷地における輪作体系の維持のためにも極めて重要な作物でありますことから、本市では、作付作業受委託促進事業を初め、作付機械化促進事業、育苗用床土確保事業、更には農家の庭先における貯蔵支援事業など、さまざまな振興策を講じることで、面積の確保にこれまでも努めているところであります。また、去年は、水田・畑作経営所得安定対策、もとの品目横断的経営安定対策が導入されたことから、本市も含めた道内の各主産地において、作付面積の減少が懸念されたところであります。本市では、この危機を逆に面積拡大のチャンスととらえて、経営所得安定対策の対象とならない作付を支援する輪作体系確立推進事業を創設することで、従前からの作付面積542ヘクタールを602ヘクタールへと伸ばしてきたところであります。

来年の作付に向けては、現在、日甜が事前の聞き取り調査を行っており、今の段階では、面積が減るといった情報は少ないというふうに向っているところであります。しかしながら、お話のように、ビートは生産費に占める肥料費の割合が高く、これまででも3割となっていたものが、今回の高騰によって5割を占めるものと推計されておりますし、先般行われましたJA北ひびき甜菜振興協議会におきましても、役員の方から作付面積を減少したいとの声を聞くという話が出されておりますことから、今後におきまして、各農家おける営農計画が確定するまでは、この作付動向を注視をしていかなければならないと思っております。

そこで、将来に向けた対策についてであります。今日の農業経営を圧迫する要因は、農業生産資材の価格高騰であり、中でも肥料価格の高騰は大きな課題であります。そして、ビートの作付面積に大きな影響を与えるのも、まさにこの問題であります。したがって、前段申し上げましたように、しべつ農村塾の成果を早期に普及をして、土壌診断に基づく施肥設計を着実に実施することが、生産コストの抑制となり、ひいては長期にわたるビートの安定生産につながるものと考えますので、まずはこのことを基本とした施策をしっかりと展開をしていくものであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から農畜産物加工体験交流工房にかかわる御質問にお答えいたします。

この体験交流工房につきましては、地元農畜産物を活用し、食育や地産地消を推進する施設として、本年9月に着工し、明年1月に完成の予定となっております。そこで、この工房の運営に係る指定管理者の位置づけについてでありますけれども、指定管理者の制度自体は市民の



利用に供する施設の管理運営を個人を除く株式会社などの民間企業やNPO法人、更には法人格を持たない民間団体などを指定して行われるものでありますが、この工房につきましては、長年にわたり農産加工を通じて食育や地産地消の推進など、本市農業農村におけるさまざまな取り組みを多くの市民との交流を通して活動を続けてきた体験交流工房運営協議会が、指定管理者となることで、その事業効果が大きく期待できることから、現在は、加工機械の運転管理や年間を通じての利用計画、更には、ボイラーの点検、鍵の管理に至るまで最終的な詰めの確認作業を精力的に行っているところであります。

また、工房運営による年間収支のバランスをとるため、行政支援の考え方についてではありますが、この施設は農産加工を通じて農村と市街地の交流の場であること、更には、市民の皆さんが気軽に利用できる食育推進の場など、教育的な要素も強い施設であることなどを考えますと、利用料金は受益者負担という原則の上に立ちながらも、一方では市民の方々が活用しやすい方向で考えていかなければならないことから、利用料金のみで運営することは難しいものと考えております。

したがいまして、この施設の利用収入と管理運営に係る経費の差額分につきましては、指定管理料として措置する考えであります。ただ、施設の健全な運営のためには、稼働率の向上が重要となりますので、この活用についてPR活動も積極的に行う必要があると考えております。

また、多寄や上士別、朝日の加工所との整合性についてではありますが、お話の多寄の加工所につきましては、JAが建設し、現在、JA女性部と自治会婦人部が協議会を設立して運営され、利用者も同会員に限ると伺っており、上士別につきましては、市の普通財産を賃貸する中で、上士別を築こう会がみずからの加工所として整備をし、運営いたしているものでありますことから、公の施設として新設する工房とは目的が異なっておりますし、朝日に同様の加工実習施設等がございますけれども、ここの整合性で申し上げますと、新たな工房は朝日で加工することができない肉製品でありますとか、乳製品を主に加工することができる施設となっておりますことから、両施設がその用途に応じて市民の方々に活用していただくことで、人と人との交流を活発化させ、更にはお互いを補完し合うことで相乗的な効果が期待できるものと考えております。

更に、収支が悪化した場合についての考え方ではありますが、指定管理料の算出に当たっては、ただいま申し上げましたように、年間の利用計画に基づいて収入を見込み、また、支出につきましては、光熱費や掃除用の消耗品など管理運営経費を算出する中でその差額分を管理料として措置するものであります。ただ、来年度は特に初年度ということでもございまして、不確定な要素もありますことから、仮に運営費に不足が生じるような場合にあっては、指定管理者に過大な負担とならないような対応が必要と考えるところであります。

また、工房を利用する方々の調整方法でありますけれども、現在、検討しておりますのは、利用申し込みの受け付け日から実際に利用する日まで、一定の日数を設けることで、加工品目

の選定や原材料の調達、更には、利用する方々の時間の調整を図り、より効果的な利用体制を目指してまいるものであります。

この年間のプログラムにつきましては、一般の方々についてもいろいろと利用を考えておるわけでございますけれども、例えば、おかあさんによる加工教室や、子供たちを対象にしたアイスクリームづくり、更には、おとうさんたちによる燻製づくりなど、加工体験講座を開催するとともに、食育の推進活動を計画的に実施し、年間、今のところ約1,000人程度の利用を見込んでいるところであります。

この、指導につきましても、協議会の方々に当たっていただくということを現在、基本的に考えております。

更に、本市全体の指定管理施設の数と、指定管理料の総額についてでありますけれども、現在、土別市総合福祉センターや、羊と雲の丘観光施設、更には、大和牧場など10カ所が指定管理されておまして、管理料の総額は1億230万円となっております。仮にこれら指定管理料の収入と支出に不バランスが生じたというような場合につきましては、指定管理料の見直しの際などに配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上、申し上げてまいりましたけれども、体験交流工房施設もいよいよオープンが近いということから、今後におきましても、この施設が市民から広く活用される中で、本市の食育推進に大きな役割を果たすものとなりますよう、この運営について協議会の方々とも十分に協議をいたしてまいります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番 柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） 2008年第4回定例会におきまして、一般質問をいたします。

第1項目めは、土別市総合計画についてです。

地域の活力を生み育てる都市基盤づくりの項で、コンパクトな市街地づくりが提唱され、施策の体系として秩序ある都市空間づくりと良好な居住空間の実現が取り上げられております。この項では、空き店舗対策につきまして、端的に質問をいたします。

ここ数年、商店街には空き店舗が目立ち、かわって駐車場が増えました。今は車社会とあって、ゆっくり歩いてお買い物という姿もなく、街の中は寂しさが増すばかりです。私は軒並みに明々と灯がついた昔を懐かしく思い、今また、そんな日が来ることを心待ちにしている一人

でございます。

空き店舗対策につきましては、士別市商工労働課と士別商工会議所、朝日商工会が対策に当たっておりますことは承知しておりますが、今日までとられました対応策の成果と新年度における計画はどのような内容になっているのかをお伺いいたします。

次の質問の、中小企業への年末金融対策についてですが、さきほどの小池議員の質問とほぼ同様の内容ですので、これは取りやめます。

次に、潤いのある生活環境づくりについてお伺いいたします。

1点目は公営住宅についてです。

アンケート調査結果報告によりますと、現在の公営住宅に不満はないが60.8%を占めており、建てかえをしたい及びリフォームをしたいと答えた人は7.8%となっています。住みかえをしたいと答えた人の住宅に対する希望は建て売り、中古を含む持ち家が34.9%と最も多く、次いで公営住宅が34.2%となっています。住みかえをしたいと答えた人の希望する場所は、中央通りより南側が48.3%と最も多く、次いで中央通りから北側の22.4%となっています。住宅環境の中で最も重要なものは、医療施設の23.6%、次が福祉施設で14.6%、次いで商業施設が14.3%、豊かな自然環境が13%となっています。団地への意向では、補修程度で維持の32.6%、次いで現地での建てかえが22%となっています。今後の団地にどのような施設が望ましいかでは、融雪設備の29.7%が最も多く、次いで堆雪スペースの19.3%となっていると表記されています。

この報告書によりますと、中心市街地に居住する士別市民の意向は中央通りより南側に住みたいという方が住民の約半数を占めていることとなります。現在の士別市の中心市街地の状況を見ても、生活必需品の調達等、便益面では中央通りの南側に移行しているということがわかります。

そこで、私は、士別の顔ともいえる商店街、とりわけ中心市街地商店街の形成をどうしていくのかを考えることが、本市まちづくりにとって非常に重要な課題であると考えています。

また、市営住宅の入居基準が現行の所得月額20万円以下が21年4月より15万8,000円に引き下げられることが明らかになっております。このことにより入居条件が実態的に市民生活にはどのように影響すると考えられるのかお伺いいたします。

もう1点は、現在、特定公共賃貸住宅が朝日地区に32戸ありますが、入居実態及び家賃がどのようになっているのかお聞かせください。市営住宅の入居基準の改定で、特定公共賃貸住宅の需要が増すことが想定されますので、中央地区に設置する必要があると考えるのですが、その考えがあるのかお伺いいたします。

次に、除雪対策についての質問です。

このことにつきましては、24.9%の方が住宅をつくる場合、雪対策が必要と答えております。総合計画でも積雪、寒冷な士別にふさわしい冬の快適な暮らしのための支援策として、融雪施設設置資金貸付制度の拡充、冬期間の公園施設の有効活用を掲げておりますが、2008年度に取

り組んだ内容と、2009年度に取り組む計画を明らかに示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2項目めは、公園遊具の補修、更新についてです。

本市が管理する公園は、総合公園、運動公園、緑地、街区公園、墓地など28カ所が整備されており、更に13カ所の地区公園や緑地がありますが、整備完了から相当年数を経過した公園もあり、補修や再整備が必要となっています。これは、総合計画における現状と課題で申し述べられている表現です。新聞報道によりますと、「徐々に数を減らす遊具」の見出しで、市の考えが報道されておりました。この報道では、公園遊具の更新計画はないということですが、利用する子供たちの成長に伴い、年齢に合った遊具の設置は欠かせないものであると考えますが、公園設置者の責務として、遊具の更新に最善の努力をするべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3項目めは、地域防災計画についてです。

平成19年2月に作成、配布された士別市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり、計画的、迅速、的確に実施するため、次の事項を定め、本市、防災の万全を期することとして7つの目的を明らかにしております。本年、朝日地区及び観月地区におきまして、10月2日に防災訓練が実施されました。この地域を指定した経緯と、実施された内容をお聞かせください。また、参加された市民の評価及び主催者の評価もお聞かせください。

災害は忘れたころにやってくるということわざがあり、発生する災害にはさまざまな態様があります。今後、地域防災計画の市民周知の計画及び自主防災組織を含めた地域住民との連携をどのように推進していくのか、考え方をお聞かせください。

4項目めは、高齢者虐待についてです。

高齢者虐待340件、道内昨年度急増、身体的暴力4割、加害者多くが息子、これは北海道新聞で報道された新聞記事の見出しです。この記事によりますと、道内の65歳以上の高齢者が2007年度に家庭内で虐待を受けた件数は340件で、初めて調査した前年度の299件に比べて急増したことが道のまとめでわかった。暴力をふるう身体的虐待が4割を占め、加害者は息子が最多だった。専門家は、家庭内の虐待は第3者から見えにくく、エスカレートする危険があると指摘し、相談窓口の充実を訴えていると内容分析を報じております。

更に、去る11月26日の北海道新聞の社説では、高齢者虐待について、介護者の孤立を防ぎたいと題して論評を掲げております。ここでは、少子化や核家族が進み、介護の負担が特定の人だけにのしかかるようになった。近所づきあいの希薄化で介護の悩みを相談する人も周囲にいなくなった。介護のストレスを発散する場もない。介護者がますます孤立するという悪循環だと書かれています。更に、もはや介護を家庭内だけの務めとしておくわけにはいかない、行政の主導的なかかわりが必要だとも書かれています。

これらの記事から、家族による自宅介護での高齢者虐待の加害者は息子の割合が高いことと、

介護者は孤独であるということに警告を発しております。高齢化率が高くなる現状を考えますと、軽視できない事案と考えます。

社説では、民生委員や町内会、社会福祉協議会などで構成するネットワークづくりが高齢者虐待の防止策として重要であるとも述べております。本市における高齢者虐待の有無と実態及びネットワークの実情をお聞かせください。

5項目めの、平成20年度の決算見通しと平成21年度予算の編成方針について、具体的には、一般会計における20年度の決算見通しと、21年度の重点的施策については、通告はしておりますが、同僚議員の質問の中で触れられておりますので、重複を避け、取り下げいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から地域防災計画に関する御質問について御答弁を申し上げますが、高齢者・児童の虐待、土別市総合計画及び公園遊具の補修・更新につきましては、それぞれ担当部長のほうから御答弁を申し上げます。

近年、地球温暖化の影響から、各地でこれまで経験したことのない甚大な災害が発生しており、昨年の新潟県中越沖地震に続いて、本年6月にも岩手・宮城内陸地震、更に、8月には愛知県を中心にゲリラ豪雨による被害が発生したところであり、本市におきましても、昨年の川西地区の局地的集中豪雨によって、甚大な被害を被ったところであります。

こうした災害は、住民の生命、財産、生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、国はその対策の最も基本となる災害対策基本法を制定し、これを受けて本市でも昨年の2月に土別市地域防災計画を策定したところであります。この防災計画に基づいて、災害に備えるため、平成17年から避難訓練を各地域で実施するなど、さまざまな対策を講じてきたところであります。特に、大規模な災害が発生した場合には、市としては防災関係機関と緊密な連携を取り合い、鋭意、防災活動に取り組むこととなりますが、防災活動を迅速かつ効果的に推進するためには、被災地域や住民との連携による行動が極めて重要になってきております。こうしたことから、災害時における初期体制の確立と活動の取り組みを行っていただく自主防災組織が求められることから、今年の3月に土別市自治会連合会と設立に向けて協議を進めてきたところであります。自主防災組織の設立には、一定の時間が必要なことから、土別地区におきましては、過去に被災経験のある観月自治会、更に朝日地区においてはあさひ自治会をモデル自治会に選定し、この10月にはモデル自治会の地区を対象に土別警察署の協力も得ながら、住民と協働する形で避難訓練に取り組み、実際の災害に遭遇した場合を想定しながら、国や道に対しての連絡を中心に意思決定や対応行動など正確な情報の伝達の訓練を実施をしてきたところであります。

また、避難訓練終了後には、救急処置についての研修を行うとともに、保育園児を対象とした防災についての学習活動も行ったところであり、今後におきましても、訓練内容に工夫を凝らしながら、より実践的な訓練に努めてまいり所存であります。

そこで、避難訓練の評価であります。参加された皆さんからは、行政からの連絡や具体的な誘導体制が示されたことで、地域と行政の連携の重要性について理解が深まったとお話もいただきましたが、市といたしましても、地域の情報を的確かつ迅速に収集できることなど、大きな成果が得られたものと評価をいたしております。

災害を未然に防止するためには、日ごろからの防災意識の高揚を図ることが重要であることは申し上げるまでもなく、一たび災害が発生した場合には、行政ができることにも限界がありますが、自主防災組織の意義も高まっているところであり、今後におきましては、自助、共助、公助の3要素を基本に防災対策を実施することを目的に、更に自主防災組織の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長（宮澤勝己君） 私から高齢者の虐待についてお答えいたします。

平成17年6月の介護保険法の一部改正により、市町村が地域支援事業として、高齢者等についての権利擁護事業を行うこととなり、権利擁護、総合相談、高齢者虐待防止などの業務を市町村が設置する地域包括支援センターが中心に行っていくことになったところであります。

更に、平成18年4月には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、高齢者虐待の防止、更に、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととされたところであります。

こうした改正介護保険法を受け、本市におきましては、平成18年4月に保健福祉部内に地域包括支援センターを設置し、高齢者虐待などの相談を受けてまいりましたが、虐待であると判断したケースは、毎年数件となっております。また、虐待の内容についてであります。家庭内の虐待では、身体的、心理的及び経済的虐待、更には介護等の放棄がありました。被害者のほとんどは認知症で、介護が必要な女性の高齢者であり、その加害者については、同居の息子や夫など男性がほとんどとなっております。一方、養介護施設などにおける虐待の通報や相談は特になく、介護施設従事者などによる虐待はないものと判断をいたしております。

次に、ネットワークの実情についてであります。本市におきましては、昨年7月に高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱を定め、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催したところであります。この要綱は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止や早期発見と、高齢者の養護者に対する支援を各関係機関と地域が協働で取り組むことを目的として定めたものであります。ネットワーク会議の構成につきましては、市を初め保健所、警察署、病院、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治連及び高齢者介護施設や介護サービス事業所など33の関係機関、団体等で構成しております。更に、ネットワーク会議の設立と同時に、地域において高齢者虐待を未然に防ぐことや、介護が必要な高齢者を抱える家族が孤立しないよう、地域住民や関係機関、サービス提供事業者及び専門職等による見守りや声かけ、情報提供などの相

談支援や介護サービスを利用することによる家族の介護負担軽減等さまざまな地域の関係者が役割を担い、虐待の通報があったときには、緊急性の判断や事実の確認等をどのような流れで対応し、適切な援助をどのように実施すべきかなど、新たに高齢者虐待対応マニュアルの作成をいたしました。このマニュアルに基づき、地域住民や関係機関、団体等が連携・協力して、高齢者の虐待防止や虐待を受けた高齢者や養護者、家族に対する多面的支援を行っているところであります。

今後、ますます高齢化が進む中、高齢者の権利が守られ、尊厳が保持されるためには、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要な取り組みでありますことから、今後におきましても高齢者の虐待防止に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から土別市総合計画における空き店舗対策についてお答えいたします。

本市の商店街の状況につきましては、今日の消費者ニーズの変化、多様化と長引く経済不況のもとで、商業者は厳しい経営を余儀なくされ、更に、新たな商業形態であります郊外店、チェーン店も立地し、加えて消費人口の減少や後継者不足も相まって、廃業などにより中心市街地の空洞化の進行が大変懸念されているところであります。

そこでまず、中心市街地の空き店舗の状況から申し上げますと、空き店舗の実態調査につきましては、市と商工会議所とが、毎年南北には国道を挟み1丁目から12丁目まで、東西には東4条からJR線までの都市計画用途地域の商業地域、近隣商業地域を調査区域として実施しております。

平成18年度の空き店舗数は、商業地域で24店舗、近隣商業地域では11店舗の計35店舗、19年度は商業地域19店舗、近隣商業地域11店舗の計30店舗、20年度は商業地域22店舗、近隣商業地域11店舗の計33店舗となっております。

この空き店舗については、経営者の高齢化や後継者難などを要因とする廃業などにより発生し、また、この一方では、空き店舗を借り上げるなどにより、新たに開業がある中で、例年同程度の数となっておりますが、毎年取り壊される店舗も数件ありますことから、中心市街地の店舗数としては、総体的に減少している状況となっております。

そこで、空き店舗対策であります。中心市街地において、空き店舗が増加することは、商店街そのものの魅力が損なわれ、そのことにより来街者数が減少し、商業者、商店街の活力低下はもとより、ひいては地域経済にもその影響が心配されますことから、この解消に向けた各種の対策を講じているところであります。

この取り組みの成果といたしましては、空き店舗を借り上げて小売店などを開業した場合及び空き店舗を購入し開業した場合の支援策として、空き店舗活用事業を中小企業振興条例で制定しており、その活用状況は賃貸による開業が平成9年の制度制定以来、現在までに18事業所、

また、購入による開業が本年1事業所あり、これらの事業所に対し総額674万円の助成を行ったところであります。

更に、中心商店街振興組合が商店街のにぎわい創出を図るため、空き店舗を借り上げて市民の交流と憩いの場としてのふれあいプラザ「ほのぼの館」と、「うるおいの交差点」を中心市街地に2カ所開設しており、この取り組みに対しても支援しているところであります。

今後におきましても、これらの空き店舗対策について引き続き推進するとともに、商店街で創業を計画している方などに対し、空き店舗の情報提供を速やかに行うこととあわせ、新規開業者や異業種の方々に商店街に円滑に参入してもらうための環境づくりも極めて重要なことと考えますことから、商工会議所、商店街振興組合と十分に検討いたし、対応することで、集客強化に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から総合計画におけます快適で潤いのある生活環境づくりについて及び公園遊具の補修・更新についての御質問にお答えいたします。

最初に、公営住宅について何点かお尋ねがございました。まず、公営住宅法施行令の改正に伴う入居収入基準額の引き下げによる市民への影響についてでございますが、このことにより、市営住宅への入居申し込みができなくなる世帯が生じてまいります。平成19年度の公募実績で申し上げますと、延べ入居申し込み件数が306件、実世帯数では131件となっており、そのうち21件、実世帯数では9件の方々が申し込みできないこととなり、その影響率につきましては、約7%となるものであります。

こうしたことから、今後におきましては、年間10世帯程度の方々に影響が出てくるものと推計いたしております。

次に、特定公共賃貸住宅、いわゆる特公賃住宅についての御質問であります。現在、朝日地区にある特公賃住宅32戸の入居実態及び家賃についてお答えいたします。単身用の1LDK 24戸につきましては、現在20戸が入居中で4戸が空き家となっており、世帯向けの2LDK 6戸及び3LDK 2戸につきましては、全8世帯が入居いたしております。単身用住戸につきましては、一般の会社員を初め、特別養護老人ホームの職員、市職員並びに消防職員が入居しており、世帯向け住戸には教職員が入居している状況であります。また、家賃につきましては、建設年度と規模及び入居者の所得に応じた体系となっており、現在、単身用住戸では、月額1万4,000円から3万8,100円、世帯向け住戸では月額3万8,900円から5万6,200円となっております。

次に、中央地区における特公賃住宅設置についての御質問であります。現在、建設を進めております北部団地の当初建設計画におきましては、1棟12戸を予定していたところですが、土別市総合計画及び公営住宅ストック総合活用計画策定時に再検討いたしました結果、入居希望割合が非常に高い傾向となっている低所得者向け住宅の供給がより急がれるとの判断



から、特公賃住宅にかえ、一般公営住宅の建設計画といたしたところであります。

今後におきましても、入居希望世帯の所得実態等に沿った適正な住宅供給に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、雪対策に関する融雪施設設置資金貸付制度の拡充と、冬期間の公園施設の有効活用についての御質問がございました。

融雪施設設置資金貸付制度につきましては、冬期間における快適な生活環境の向上を図るため、融雪施設の設置に係る費用確保が困難な方に対し、設置資金の一部もしくは全部を貸し付けることを目的に、平成10年に創設いたしましたものであります。

この制度の利用実績と利用状況についてであります。本年11月末現在で利用件数76件、貸付金額5,622万5,000円となっております。平成10年の創設以降、平成16年までの7年間では毎年約10件の貸し付け利用がありましたが、平成17年以降は燃料費の高騰などによりまして、年1、2件の利用となっている現状であります。

そこで、平成20年度の取り組みについてであります。市広報やホームページ等を通じ、市民への周知を図ってきたところであります。また、次年度以降の取り組み計画につきましては、本制度が有効に活用されますよう、これまでの取り組みに加え、市内建設業者にも本制度のパンフレットを備えていただき、新築、増改築等を計画される方々にお知らせいただくようお願いしてまいりたいと考えており、更には、本年4月にスタートいたしました土別商工会議所内に開設されております市民住宅建設相談窓口、住まいづくり支援センターにも常備していただき、住宅建設の相談に来られる市民の方々に御紹介をいただくなど、この制度の市民周知の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、冬期間の公園施設の有効活用についてであります。これまで、市民からの要望に基づき、直営または地元自治会の御協力をいただきながら、観月公園、あけぼの公園及び北星公園内に雪山等を設置してきたところであります。また、市民団体からの要望を受け、旧図書館跡地にも設置してきた経過があり、幼稚園、保育所の園児を初め、多くの方々に御利用いただいていたところであります。

次年度以降におけます公園施設の有効活用につきましては、これまで同様市民のレクリエーションや余暇活動における要望に対し、安全性に配慮した中で、必要に応じ雪山等の設置を検討してまいりたいと存じます。

更には、自治会や幼稚園、保育所等の行事や要望などを把握し、利用方法などの検討を行う中で、公園施設の有効活用が図られますよう努めてまいりたいと存じます。

次に、公園遊具の補修・更新についてであります。現在、本市の公園に設置している遊具につきましては、街区公園、総合公園、都市緑地、地区公園等を含め31施設約147基となっております。その経過年数は最も新しいものでも20年を超えているところであります。こうしたことから、毎日の公園清掃時に目視点検を行い、更には月1回の機能点検を実施する中で、利用者の安全確保を図るため、適宜補修作業を行いながら、維持管理しているも

のであります。

公園遊具の設置数につきましては、老朽化が進み危険と判断されるものや、全国的に事故が多く、不適格遊具と指定されたものなどにつきまして、撤去してきた経緯もあり、徐々にその数は減少している状況であります。

そこで、今後の公園の再整備計画につきましては、総合計画の基本方向に基づき進めてまいりたいと考えているところでありますが、まずは、保育所や児童館に隣接し、児童等の利用が多いと判断される遊具施設、主にブランコ、すべり台、シーソー等の遊具について更新するよう位置づけしたところであります。また、公園施設の更新に当たりましては、地域住民や子供たちなど、利用者ニーズを踏まえ安全・安心で快適な環境づくりに努めることを基本に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

（「議長、議長」の声あり）

斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 理事者の答弁について一言申し上げて検討願いたいと思うんです。

神田議員の質問の食育推進計画について、これに対する総務部長の答弁では、こう答えているのであります。お話しのように、既に都市宣言や条例制定といった取り組みを進めている自治体もございしますが、もとより食生活のあり方は個人の価値観や考え方、更には自己の責任に基づくものであります。食育の問題を、これは大きな社会的な問題であり、そして市でも食育推進をやっているにもかかわらず、もとより食生活のあり方は個人の価値観や考え方、更には自己の責任に基づくものでありますというこの断定の仕方、これははなはだ不適切だといわなければなりません。私は、これをぜひ検討して、削除なりあるいは弁明なりすべきだと考えます。これは、市の名誉のためにも私は発言しておきたいと思うのです。ぜひ、取り計らっていただきたいと思っております。

副議長（池田 亨君） それでは、ただいまの斉藤議員の発言もございしますが、暫時休憩をして整理をさせていただきます。

（午後 2時09分休憩）

（午後 3時10分再開）

副議長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） さきの神田議員の食育推進計画に係る私の答弁の中で、その真意が伝わらなかったこともありまして、改めて次のように訂正させていただきたいと思っております。

「お話しのように、既に都市宣言や条例制定といった取り組みを進めている自治体もござい  
ますが、食生活のあり方は個人の価値観や考え方、更には自己の責任に基づく一面もあり、こ  
うした考え方を変えていくためにも正しい食生活の実現が何よりも急がれるものでありますこ  
とから」、以上のように訂正させていただきたいと存じます。

言葉足らずな点があったことをおわび申し上げます。

副議長（池田 亨君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時11分散会）